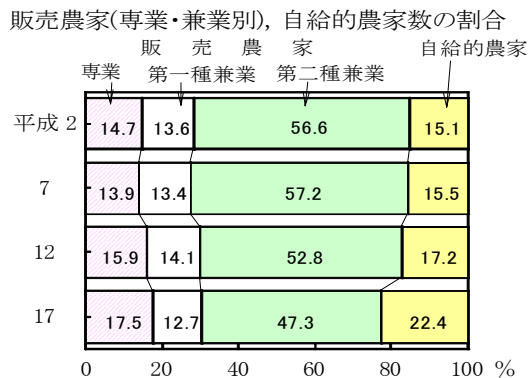


15. 農 家 数

農（林）業センサスによりますと、平成17年2月1日現在の農家数は82,101戸で、平成12年と比較しますと、9,749戸(△11.6%)の減少となりました。

農家を販売農家、自給的農家別にみますと、販売農家数は63,674戸(77.6%)、自給的農家数は18,427戸(22.4%)でした。

さらに、販売農家を専業別、兼業別にみますと、専業は14,372戸(17.5%)、第一種兼業は10,451戸(12.7%)、第二種兼業は38,851戸(47.3%)でした。



各年2月1日現在

年	農 家 総 数	販 売 農 家				自 給 的 農 家
		計	専 兼 業 別			
			専 業	第一種兼業	第二種兼業	
平成 2	117,294	99,631	17,264	15,923	66,444	17,663
7	104,553	88,396	14,571	14,059	59,766	16,157
12	91,850	76,042	14,613	12,956	48,473	15,808
17	82,101	63,674	14,372	10,451	38,851	18,427

年	経 営 耕 地 面 積 規 模 別					
	0.1～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上	例外規定
平成 2	36,017	33,064	34,171	10,228	3,118	696
7	32,267	28,903	29,423	9,462	3,899	599
12	28,986	24,459	24,821	8,560	4,401	623
17	9,199	19,833	20,602	7,652	5,132	19,683

- 注) 1. 平成7年は農業センサス、平成2・12年は世界農林業センサス、平成17年は農林業センサスによります。
2. 農家とは、次に掲げる規模の農業を営む世帯をいいます。①経営耕地面積が10アール以上であるもの。②経営耕地面積が10アール未満であって、過去1年間の農産物の総販売金額が15万円以上であるもの（例外規定）。
3. 販売農家とは経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家を、自給的農家とは経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。
4. 兼業とは世帯員中に自営農業以外の仕事に従事する者がいる世帯で、農業所得を主とするものを「第一種兼業」、農業所得を従とするものを「第二種兼業」といいます。
5. 平成17年については、経営耕地規模別の内訳は販売農家のみで自給的農家は例外規定に含んでいます。

資料 統計課「世界農林業センサス結果概要」、 「農業センサス結果概要」
「農林業センサス結果概要」